

自転車の安全利用について

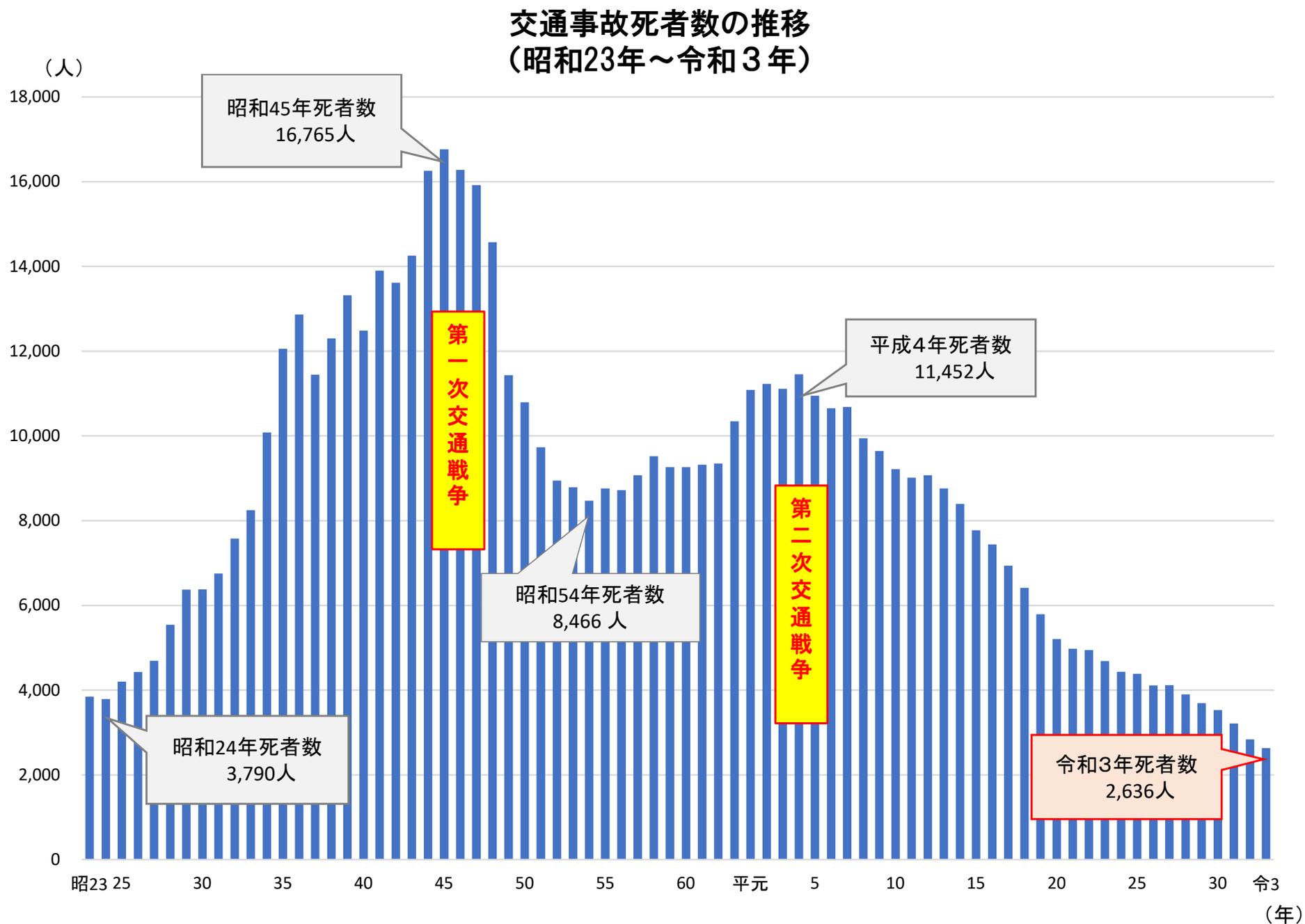
令和4年11月
警察庁交通局

<本日の説明内容>

1. 交通死亡事故の発生状況について
2. 自転車事故の発生状況について
3. 自転車の安全利用のための取組について
 - (1) 交通ルール等の周知・安全教育の推進
 - (2) 自転車利用者に対する指導・取締り
 - (3) 自転車通行空間の整備

1. 交通死亡事故の発生状況について

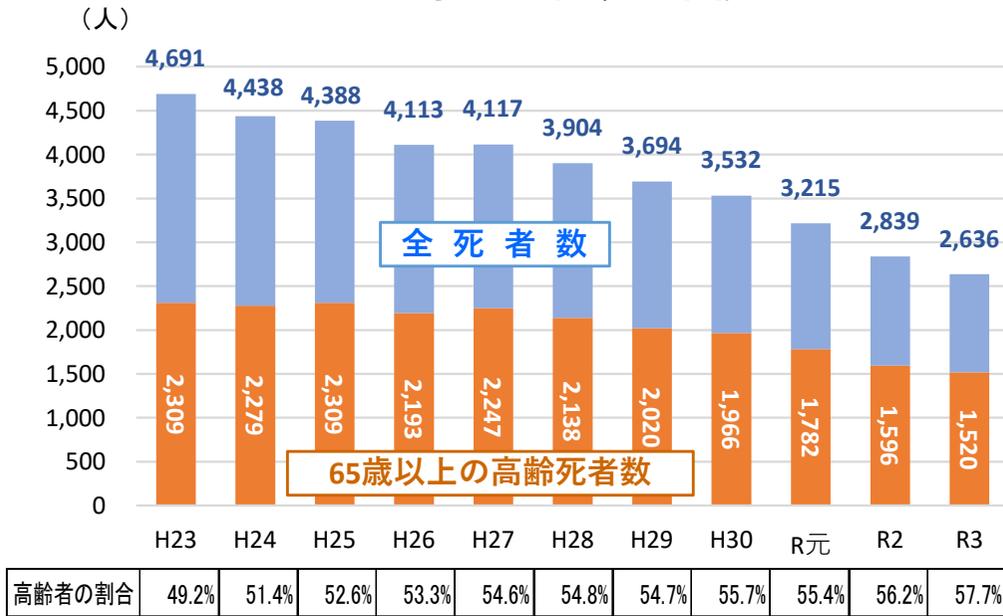
1-1 交通事故死者数の推移(昭和23年～令和3年)



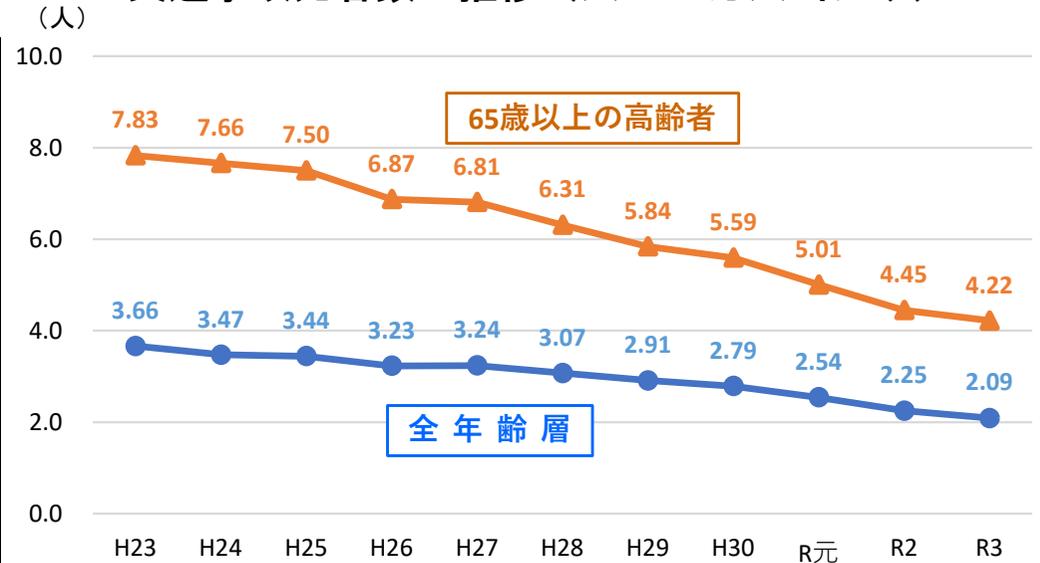
(注)・昭和46年以前は沖縄県を含まない。

1-2 交通事故死者数の推移

交通事故死者数の推移

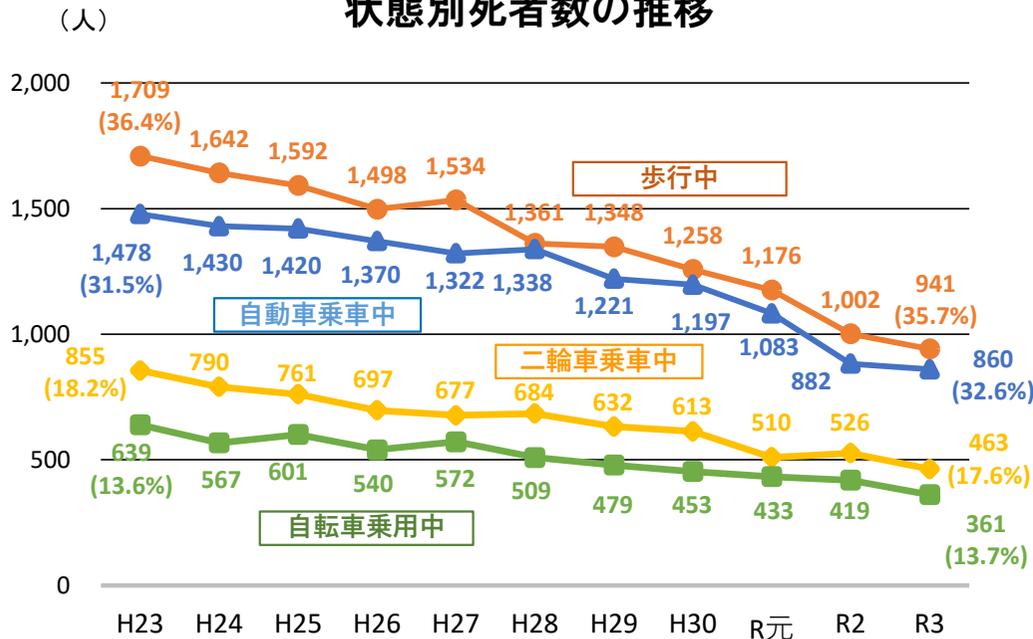


交通事故死者数の推移（人口10万人当たり）



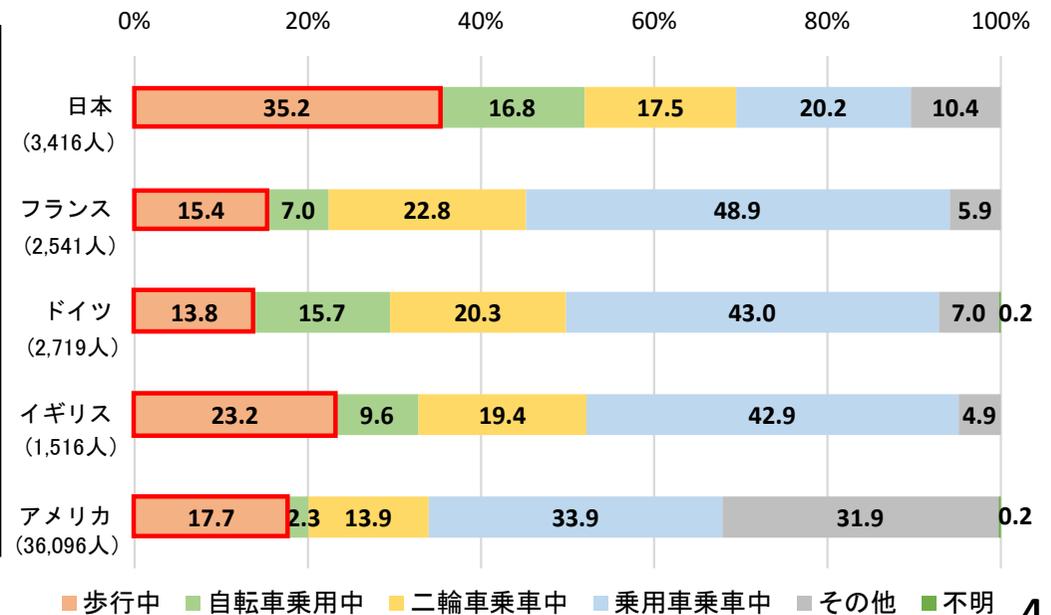
(注)・算出に用いた人口は、各年の前年の人口であり、総務省統計資料「人口推計」(各年10月1日現在の人口(補間補正を行っていないもの)による。

状態別死者数の推移



(注)・()内は全死者数に占める構成率

国別状態別30日以内死者数の構成率比較（2020年）



2. 自転車事故の発生状況について

2-1 自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

図 自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移
(平成23年～令和3年)

自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

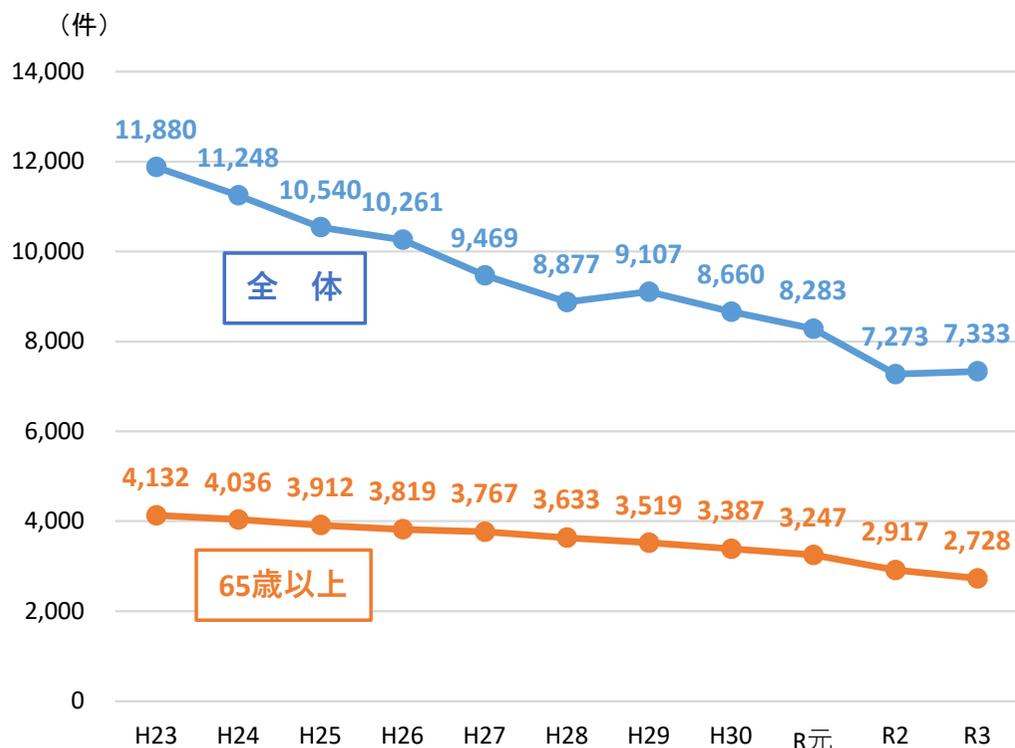
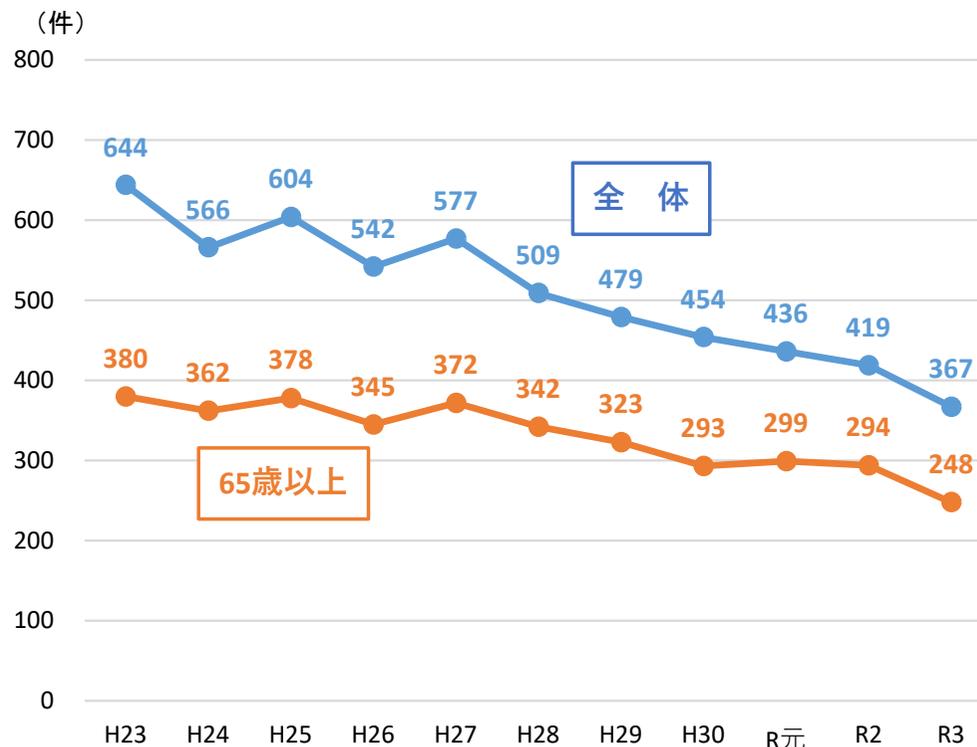


図 自転車関連死亡事故(第1・第2当事者)件数の推移
(平成23年～令和3年)

自転車関連死亡事故件数の推移



		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	H23比較
死亡重傷事故	全体	11,880	11,248	10,540	10,261	9,469	8,877	9,107	8,660	8,283	7,273	7,333	0.62
	65歳以上	4,132	4,036	3,912	3,819	3,767	3,633	3,519	3,387	3,247	2,917	2,728	0.66
うち死亡事故	全体	644	566	604	542	577	509	479	454	436	419	367	0.57
	65歳以上	380	362	378	345	372	342	323	293	299	294	248	0.65

(注) ・自転車乗用者が第1又は第2当事者となった事故の件数であり、同じ条件の自転車乗用者の相互事故は1件とし、第1当事者の件数を計上した。以下同じ。

2-2 相手当事者別件数、事故類型別「自転車対自動車」事故件数

図 相手当事者別自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数
(平成29年～令和3年合計)

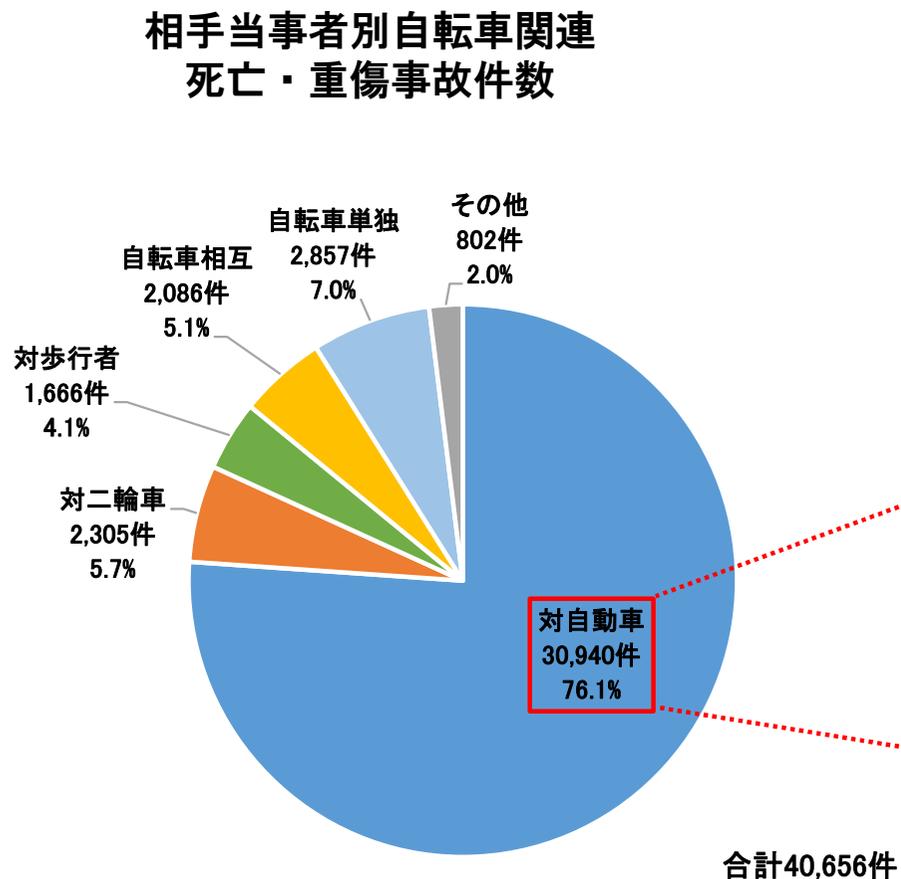
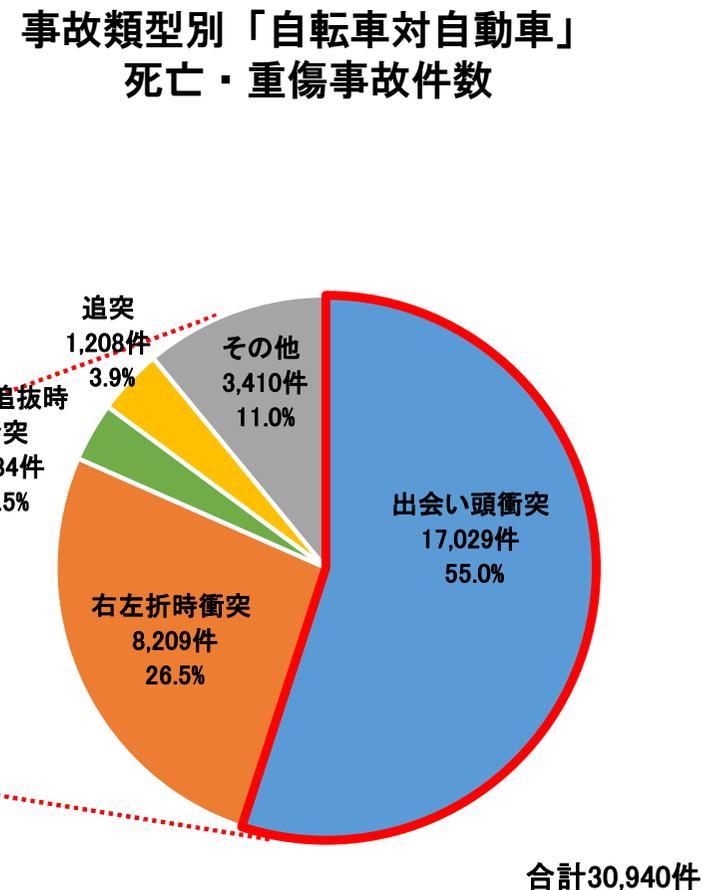


図 事故類型別「自転車対自動車」死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数(平成29年～令和3年合計)



2-3 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

図 児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年~令和3年)

児童・生徒の自転車関連死亡・重傷事故件数の推移

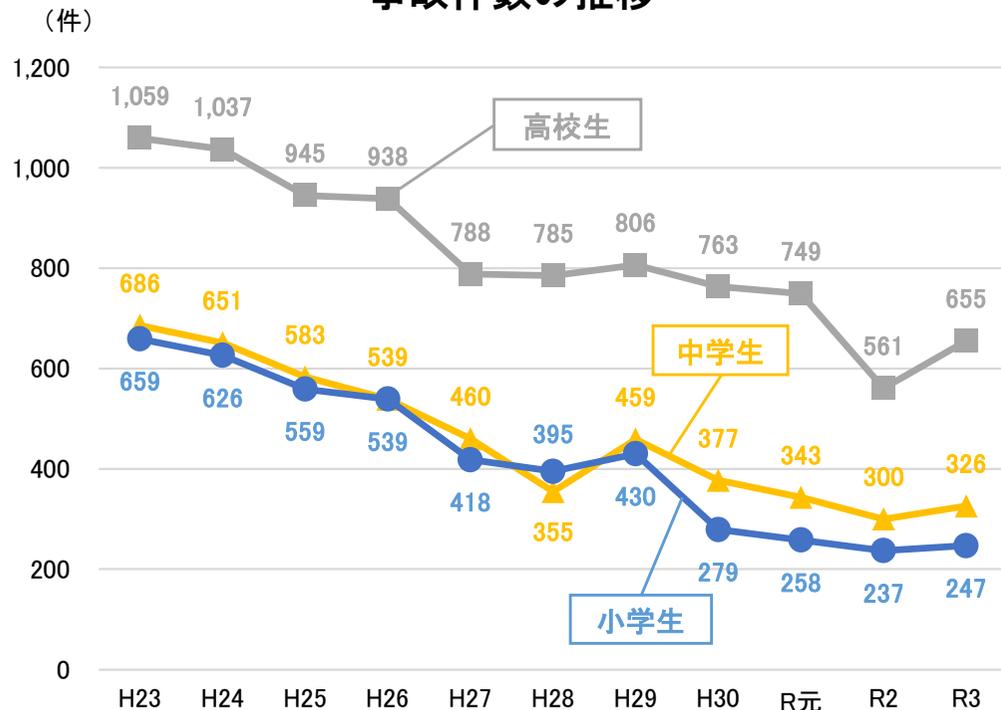
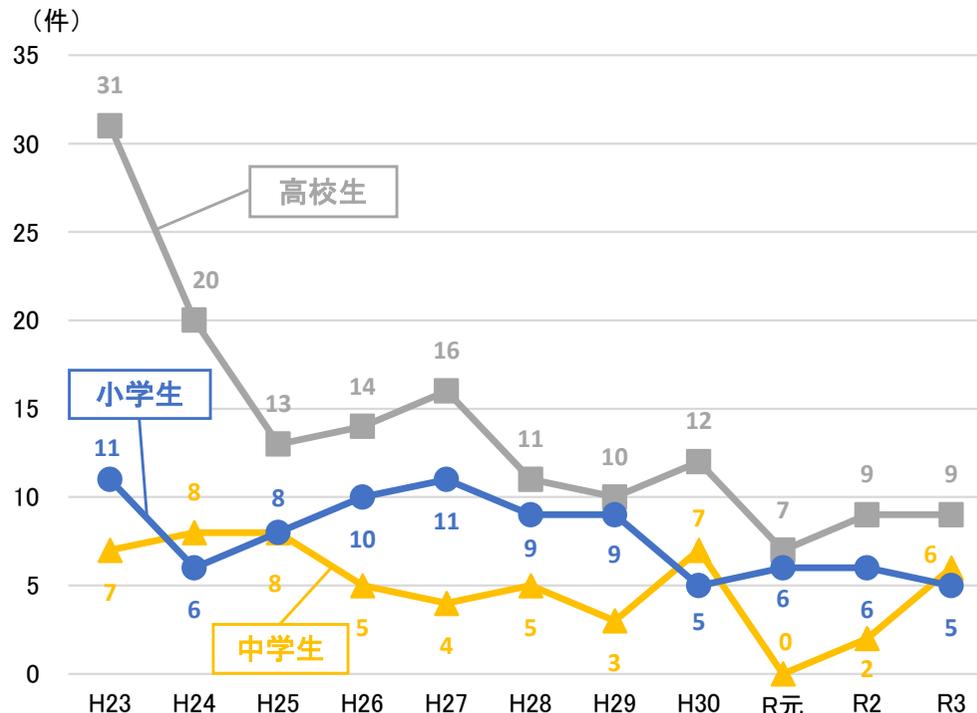


図 児童・生徒の自転車関連死亡事故(第1・第2当事者)件数の推移(平成23年~令和3年)

児童・生徒の自転車関連死亡事故件数の推移

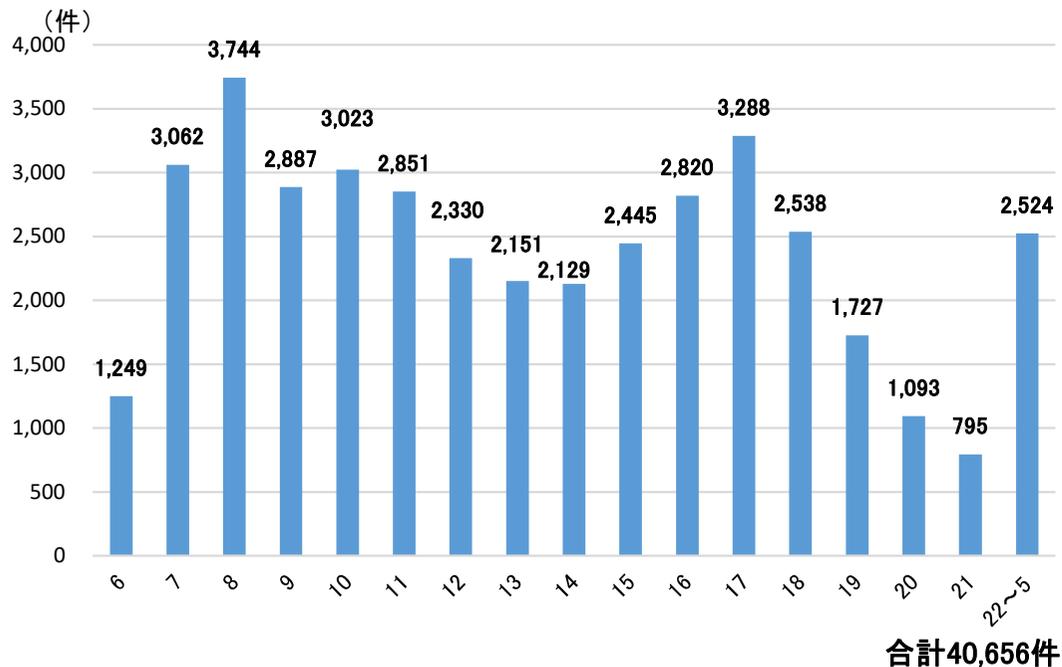


		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	H23比較
死亡重傷事故	高校生	1,059	1,037	945	938	788	785	806	763	749	561	655	0.62
	中学生	686	651	583	539	460	355	459	377	343	300	326	0.48
	小学生	659	626	559	539	418	395	430	279	258	237	247	0.37
うち死亡事故	高校生	31	20	13	14	16	11	10	12	7	9	9	0.29
	中学生	7	8	8	5	4	5	3	7	0	2	6	0.86
	小学生	11	6	8	10	11	9	9	5	6	6	5	0.45

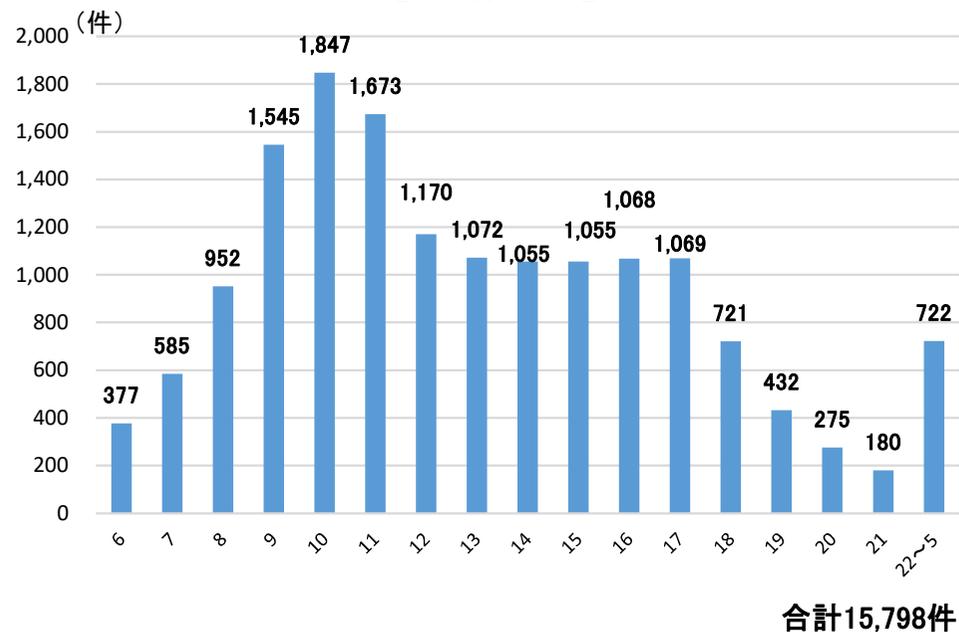
2-4 時間帯別自転車関連死亡・重傷事故件数

図 時間帯別自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数(平成29年～令和3年合計)

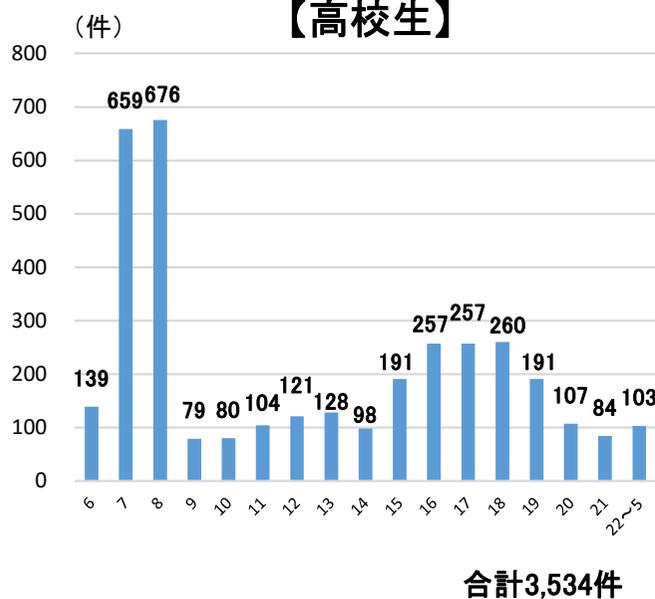
時間帯別自転車関連死亡・重傷事故件数



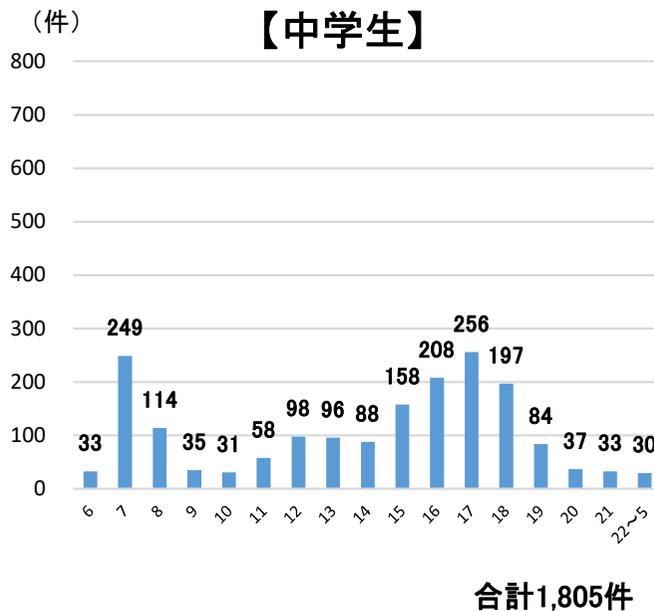
【65歳以上】



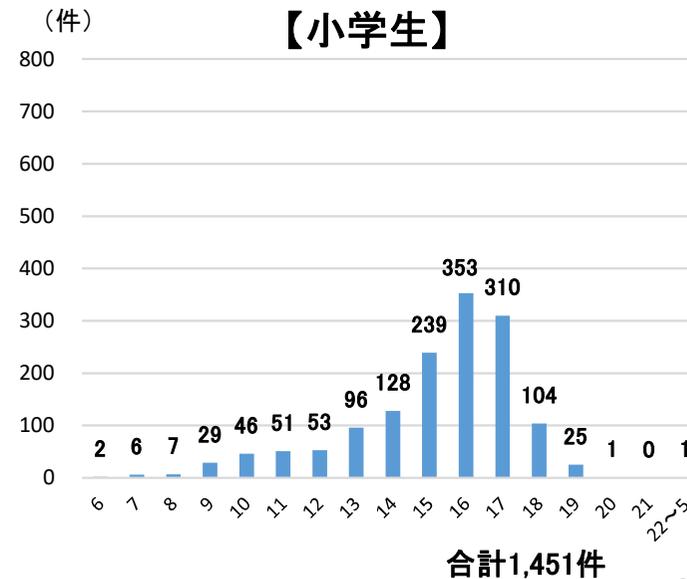
【高校生】



【中学生】



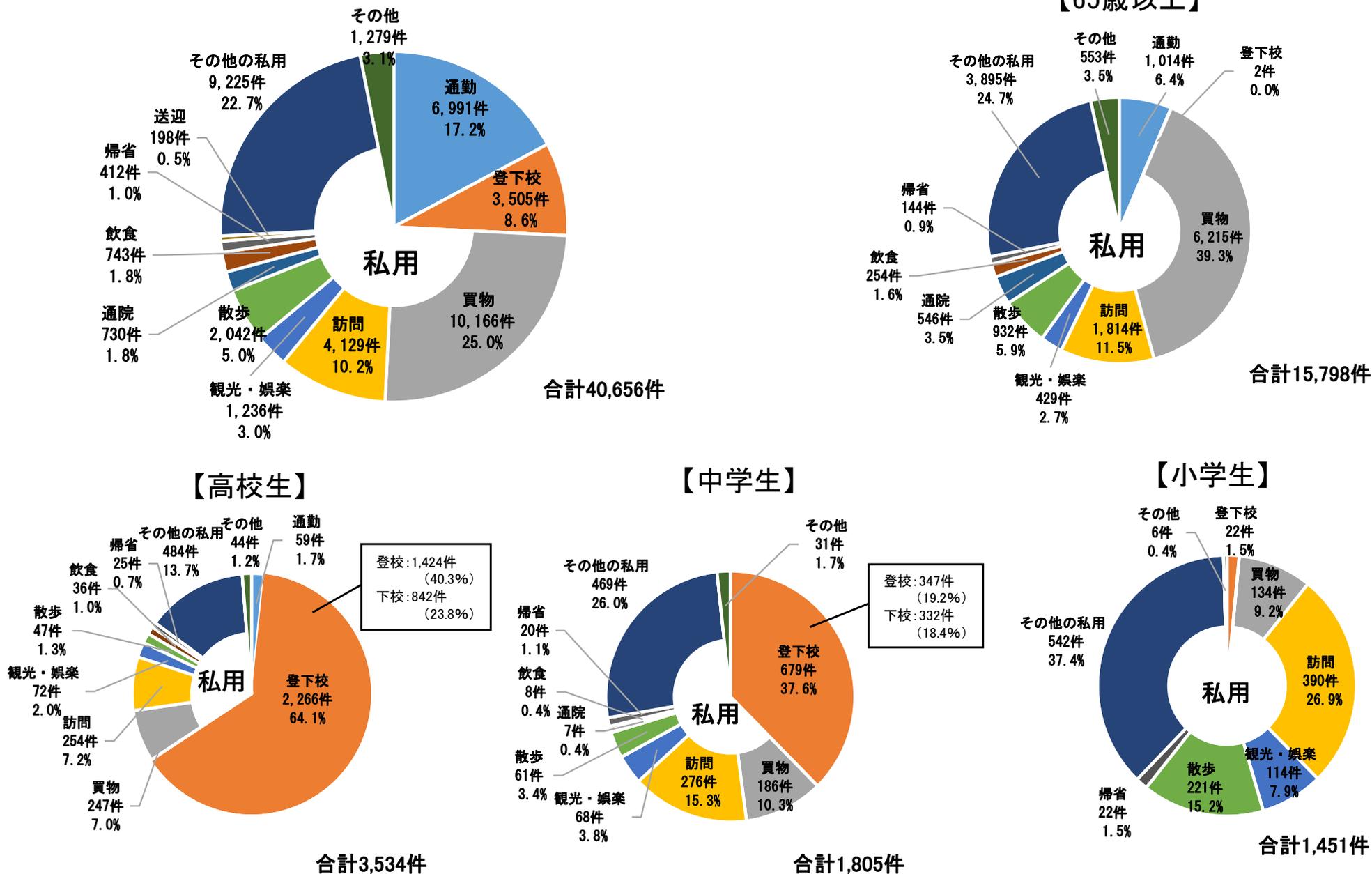
【小学生】



2-5 通行目的別自転車関連死亡・重傷事故件数

図 通行目的別自転車関連死亡・重傷事故(第1・第2当事者)件数(平成29年～令和3年合計)

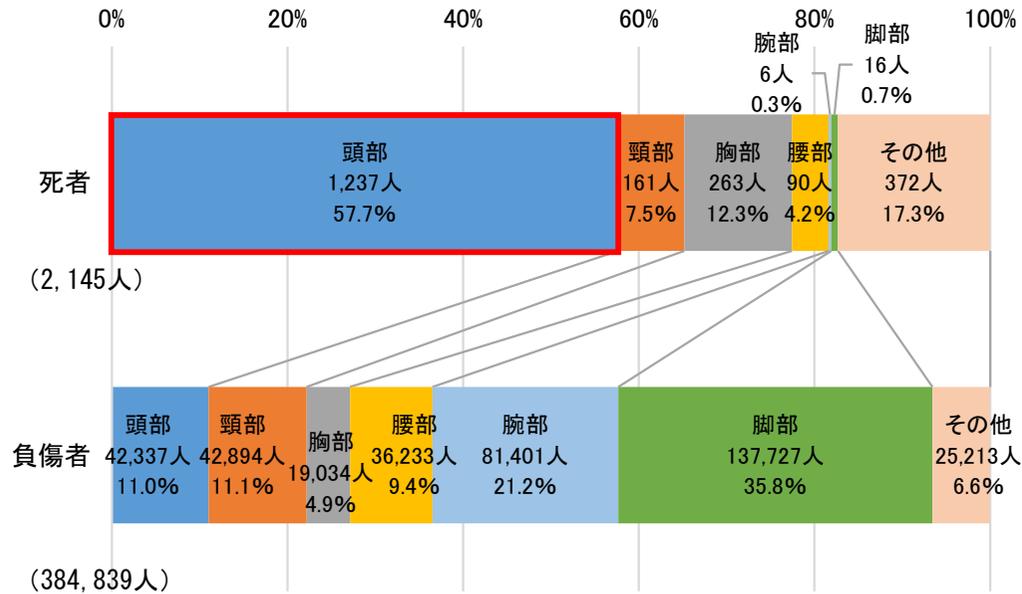
通行目的別自転車関連死亡・重傷事故件数



2-6 自転車乗用中死者・負傷者の人身損傷主部位、ヘルメット着用状況別の人身損傷主部位

図 自転車乗用中死者・負傷者の人身損傷主部位比較
(平成29年～令和3年合計)

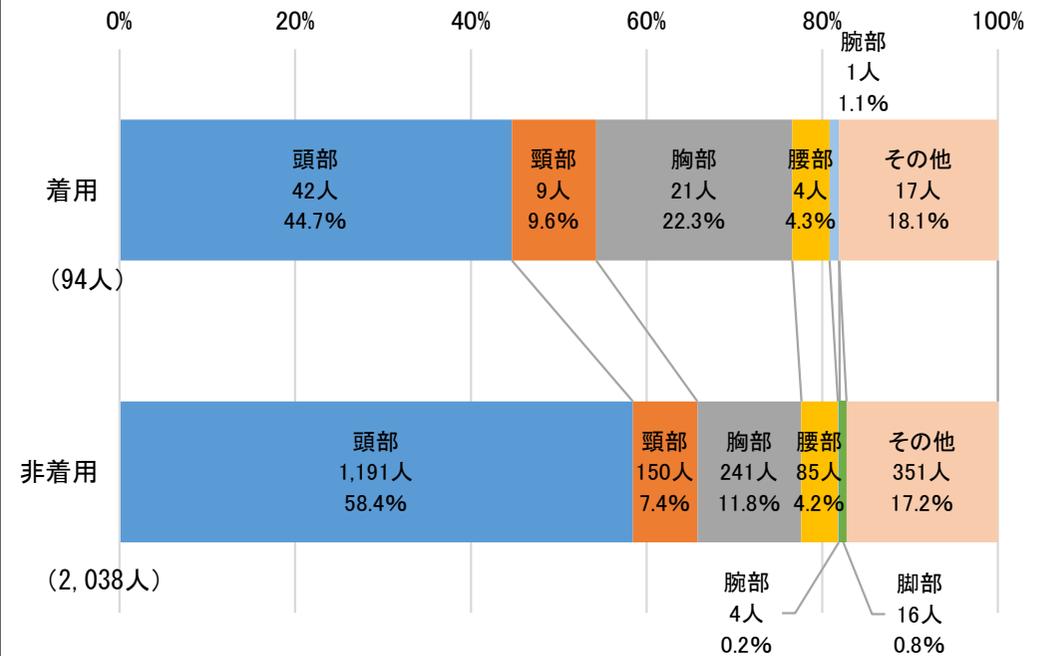
自転車乗用中死者・負傷者の 人身損傷主部位比較



注・「人身損傷主部位」とは、損傷程度が最も重い部位（死亡の場合は致命傷の部位）をいう。
・「その他」とは、顔部、腹部等をいう。

図 ヘルメット着用状況別自転車乗用中死者の人身損傷主部位比較
(平成29年～令和3年合計)

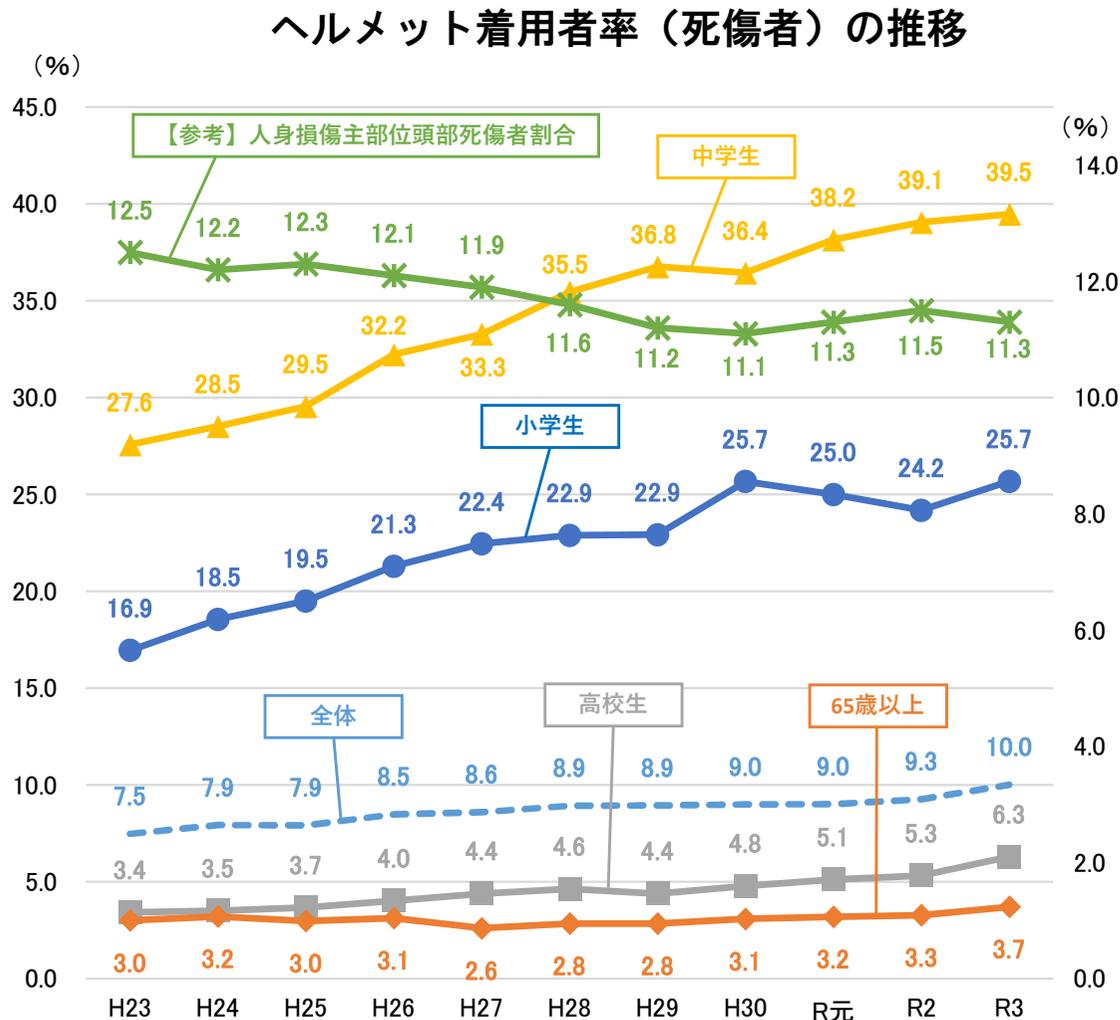
ヘルメット着用状況別自転車乗用中死者の 人身損傷主部位比較



注・「着用不明」は除く。

2-7 自転車乗用中死傷者のヘルメット着用者率の推移、ヘルメット着用状況別の致死率

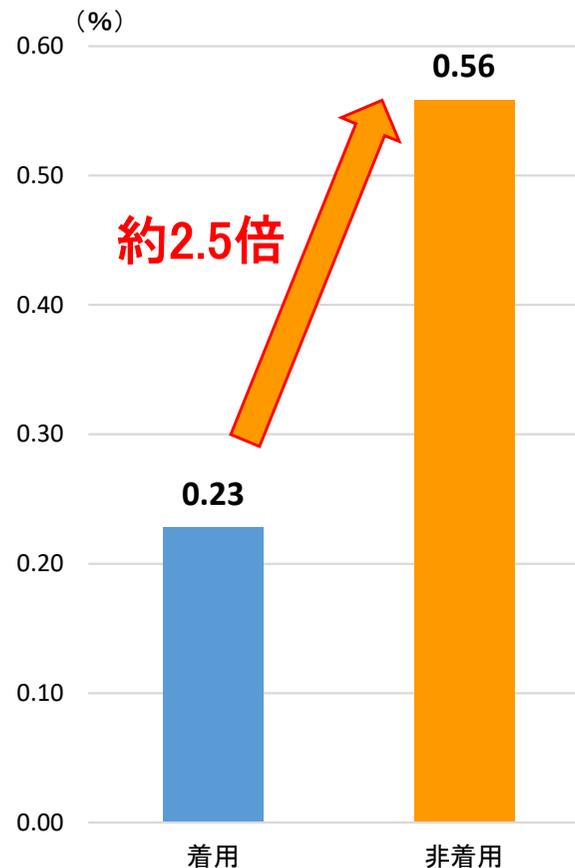
図 自転車乗用中死傷者のヘルメット着用者率の推移
(平成23年～令和3年)



注・「ヘルメット着用者率（死傷者）」とは、自転車乗用中の死傷者のうち、ヘルメット着用者の割合をいう。
 ・「人身損傷主部位頭部死傷者の割合」とは、自転車乗用中死傷者のうち、人身損傷主部位が頭部の死傷者の割合をいう。

図 自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率比較
(平成24年～令和3年合計)

ヘルメット着用状況別の致死率

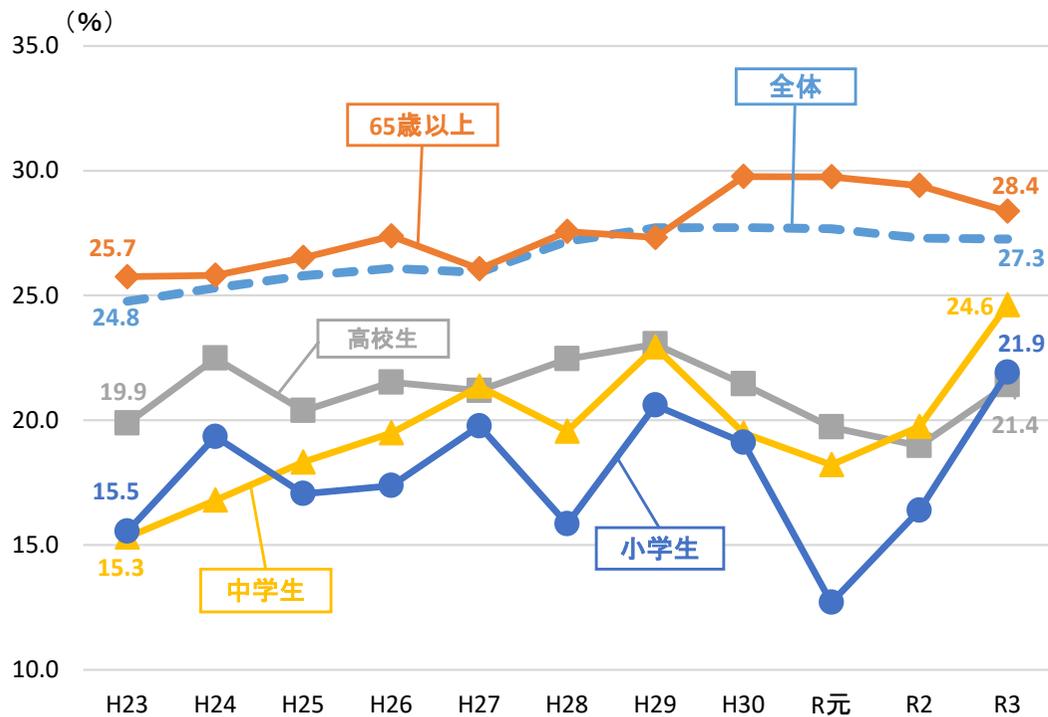


注・「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

2-8 自転車関連死亡・重傷事故における自転車運転者の法令違反なし構成率の推移等

図 自転車関連死亡・重傷事故における自転車運転者(第1・第2当事者)の法令違反なし構成率の推移(平成23年~令和3年)

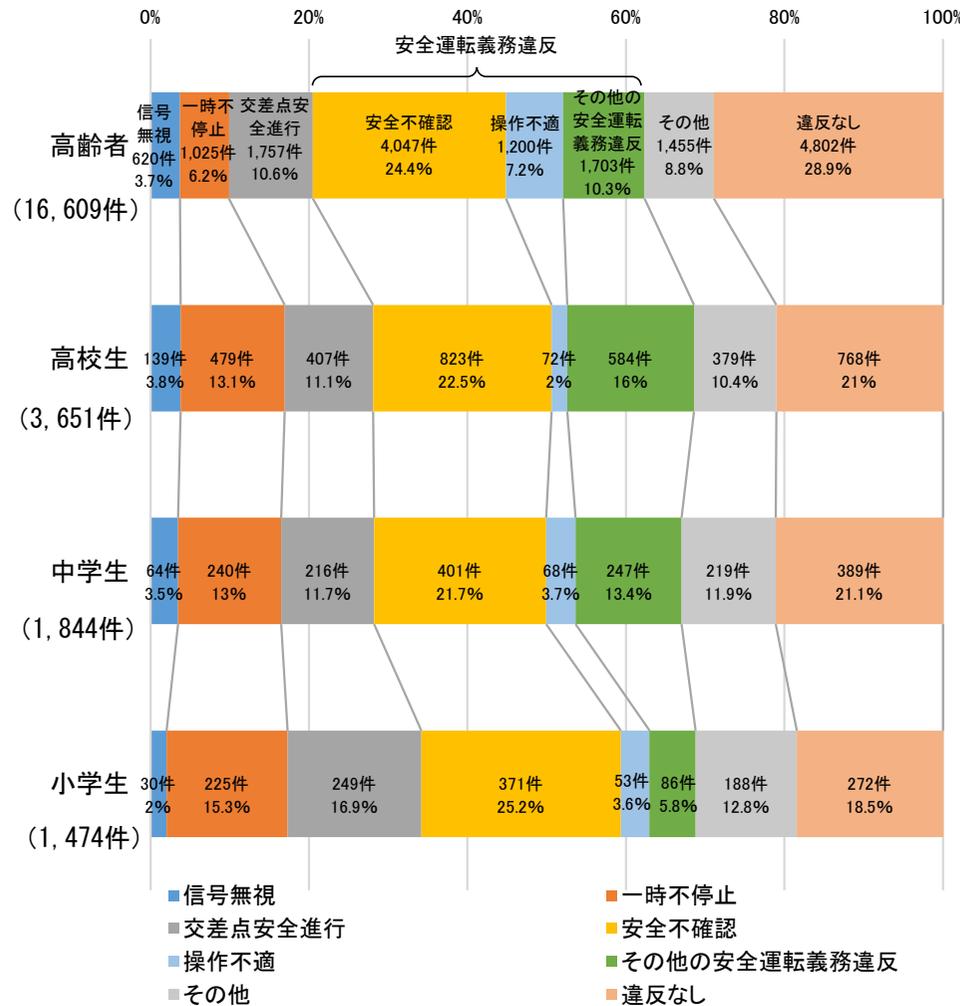
自転車関連死亡・重傷事故における自転車運転者の法令違反なし構成率の推移



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	H23年比較
全体	24.8	25.3	25.8	26.1	25.9	27.2	27.7	27.7	27.7	27.3	27.3	1.10
65歳以上	25.7	25.8	26.5	27.4	26.1	27.6	27.3	29.8	29.7	29.4	28.4	1.10
高校生	19.9	22.5	20.4	21.5	21.2	22.5	23.0	21.4	19.7	19.0	21.4	1.08
中学生	15.3	16.8	18.3	19.5	21.4	19.6	22.9	19.5	18.2	19.7	24.6	1.61
小学生	15.5	19.3	17.0	17.4	19.8	15.8	20.6	19.1	12.7	16.4	21.9	1.41

図 自転車関連死亡・重傷事故における自転車運転者(第1・第2当事者)の法令違反件数(平成29年~令和3年合計)

自転車関連死亡・重傷事故における自転車運転者の法令違反状況

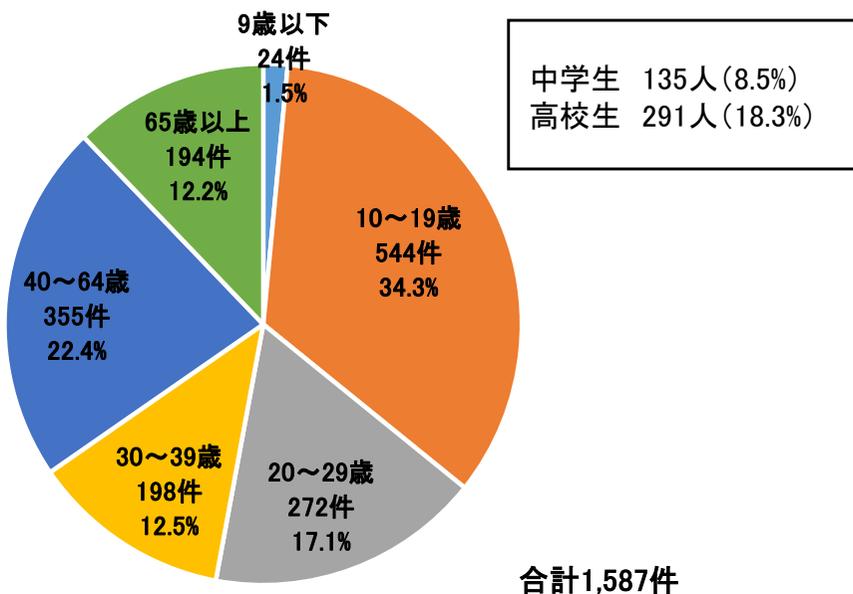


注・ 法令違反件数は第1・第2当事者の合計である。

2-9 「自転車対歩行者」事故の年齢層別衝突地点別件数

図 「自転車対歩行者」事故のうち歩行者死亡・重傷事故における自転車運転者(第1・第2当事者)の年齢層別件数(平成29年～令和3年合計)

「自転車対歩行者」事故のうち歩行者死亡・重傷事故における自転車運転者の年齢層別件数



(参考)「自転車対歩行者」事故のうち歩行者死亡・重傷事故における歩行者の年齢層別件数(平成29年～令和3年合計)

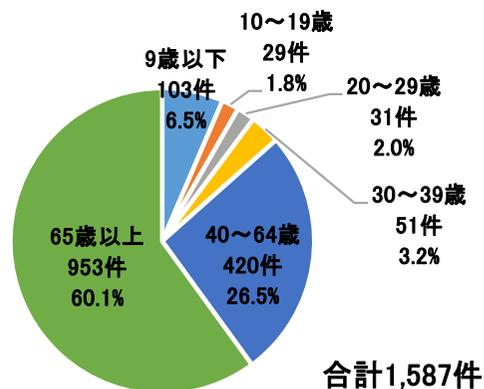
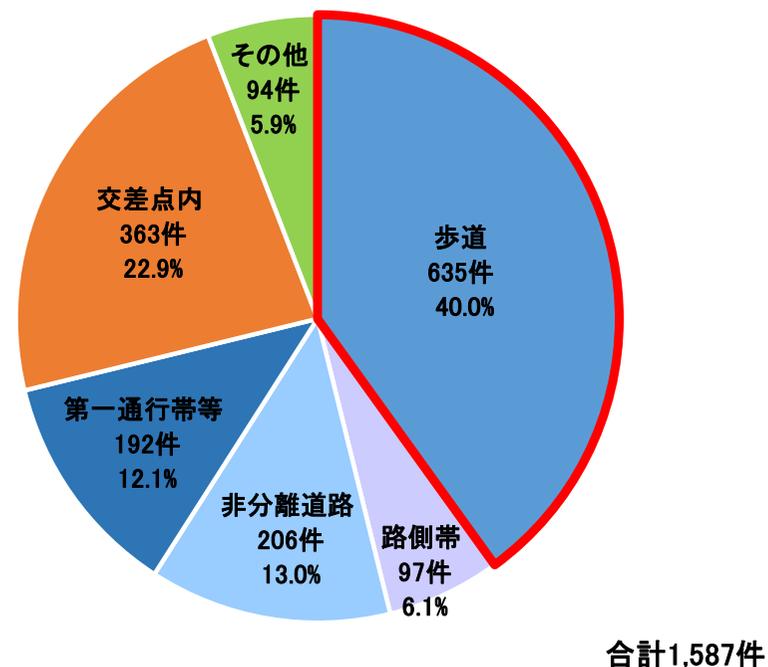


図 「自転車対歩行者」事故(自転車第1・第2当事者)のうち歩行者死亡・重傷事故における衝突地点別件数(平成29年～令和3年合計)

「自転車対歩行者」事故のうち歩行者死亡・重傷事故における衝突地点別件数



注・「路側帯」とは、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路側寄りに、道路標示(白線)によって区画された部分をいう。
 ・「非分離道路」とは、中央線等により道路の中央が定められていない道路をいう。
 ・「第一通行帯」とは、中央線等により車両通行帯の設けられている道路の最も左側の通行帯をいう。

3. 自転車の安全利用に関する警察の取組について

3 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進

◆ 現状

- ・ 国民のライフスタイルの変化等に伴い、自転車利用のニーズが高まる一方、交通ルールを無視する自転車利用者に多数の批判
- ・ 交通事故件数が減少傾向にある中で、自転車対歩行者事故は横ばいで推移
- ・ 自転車対自動車の死亡・重傷事故の約7割には自転車側にも法令違反
- ・ 新たな電動モビリティとの共存を図るためにも、自転車の交通秩序の整序化が必要

良好な自転車交通秩序を実現させるための総合対策

自転車利用者の交通ルール遵守が徹底されない背景には、断片的な自転車通行空間と利用者側の低い遵法意識



以下の3つの対策を有機的に連携させて推進

① 自転車通行空間の整備

- ・ 普通自転車専用通行帯等の整備
- ・ 普通自転車歩道通行可規制の見直し(車道における自転車の通行位置を示す法定外表示の設置)
- ・ 自転車に係る交通規制の見直し(自転車横断帯の撤去等) 等

② 交通安全教育・広報啓発の推進

- ・ 「自転車安全利用五則」の周知
- ・ 年齢等に応じた交通安全教育の推進
- ・ 全年齢層に対するヘルメット着用の推奨
- ・ 配達関連事業者及び自転車関連事業者への働き掛け 等

③ 指導取締りの強化

- ・ 実効性のある指導警告
- ・ 悪質・危険な交通違反に対する取締りの強化
- ・ 自転車運転者講習制度の着実な運用
- ・ 交通ボランティア等と連携した街頭活動 等

自転車指導啓発重点地区・路線での活動

- ・ 自転車対歩行者事故の状況等を踏まえ、自転車交通秩序の実現が必要な地区・路線等を「重点地区等」に選定し、公表
- ・ 重点地区等では自転車通行空間の優先的な整備のほか、啓発活動・指導取締りを集中的かつ重点的に実施

推進体制の整備

- ・ 警察庁に自転車等総合対策検討委員会を設置し、各都道府県警察における効果的な自転車対策の推進の支援のほか、自転車や新たな電動モビリティの交通ルールの在り方について検討
- ・ 各都道府県警察においても、所要の体制を整備し、必要な対策を推進

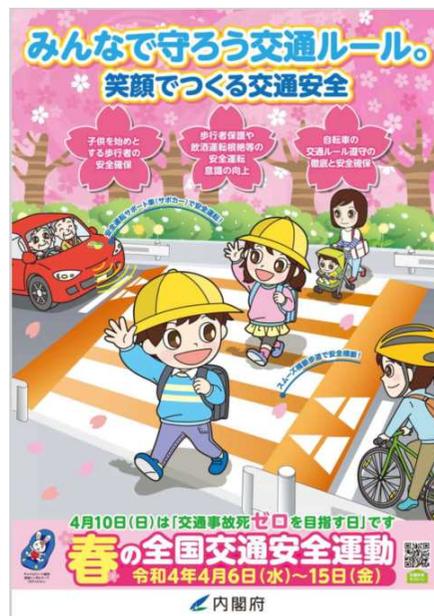
○ 自転車安全教育の推進

警察及び地方公共団体等関係機関が連携し、街頭での安全指導のほか、自転車シミュレーター
の活用等による参加・体験・実践型の自転車教室
を開催するなど、教育内容の充実を図っている。



○ 自転車の安全利用に関する広報啓発

全国交通安全運動における
運動の重点として、自転車の
安全利用を盛り込むなど、国
民に対する広報啓発に努めて
いる。



○ その他各自治体の取組

一部の自治体では、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等を制定し、

- ・ 乗車用ヘルメットの着用
- ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入

の義務付けや努力義務を規定している。

○ 自転車利用者に対する指導・取締り件数

警察では、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、自転車利用者の信号無視、遮断踏切立入り等の違反に対し、約131万件の指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては約2万2千件の検挙措置を講ずるなど、厳正に対処している。

○ 自転車利用者に対する指導・取締り状況(令和3年)

信号無視	通行禁止	遮断踏切立入り	指定場所一時不停止	制動装置不良	酒酔い	その他	取締り件数	指導警告
10,978件	658件	4,383件	2,595件	325件	103件	2,864件	21,906件	1,312,438件

平成27年
6月1日
から

改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に
危険なルール違反
をくり返すと

自転車運転者講習
を受けること
になります。

私はいつも
「ルール」と「マナー」
を守っている

講習の対象となる危険行為とは…
信号無視、一時不停止、酒酔い運転、ブレーキ不良自転車運転 など

●講習制度のながれ

危険行為を反復 → 受講命令 → 講習の受講

■受講命令違反…5万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

自転車運転者講習の対象となる危険行為

<p>信号無視</p>	<p>遮断踏切立入り</p>	<p>指定場所一時不停止等</p>
<p>歩道通行時の通行方法違反</p>	<p>制動装置(ブレーキ)不良自転車運転</p>	<p>酒酔い運転</p>

その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 妨害運転(交通の危険のおそれ・著しい交通の危険)
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

3-2-3 自転車利用者への指導・取締りの推進(自転車運転者講習制度)

1

自転車運転者が危険行為をくり返す

- 3年以内に2回以上

2

交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を受けるように命令
【受講命令】

3

講習の受講

- 講習時間：3時間
- 講習手数料：6,000円（標準額）

3か月以内に受講しなかった場合

受講命令違反

⇒ 5万円以下の罰金

3-3-1 自転車通行空間の整備

- 国土交通省等とも連携し、歩行者・自転車・自動車等が適切に分離された自転車通行空間の整備を推進。特に警察においては、車線の活用等を行って普通自転車専用通行帯の整備を推進。

【自転車通行空間のイメージ】



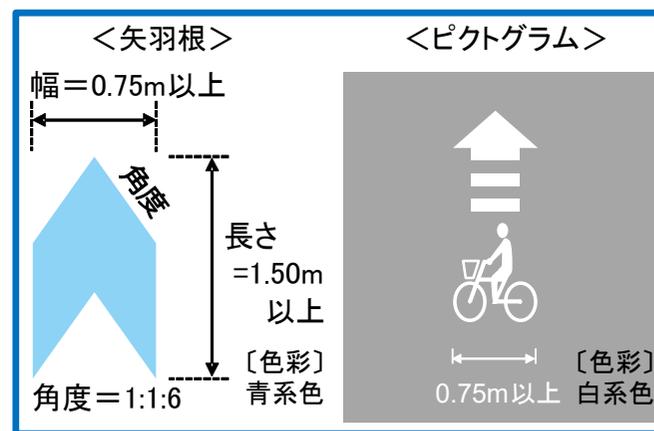
<自転車道>



<普通自転車専用通行帯>



<車道混在>

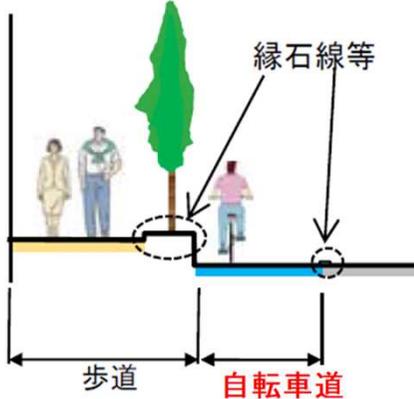
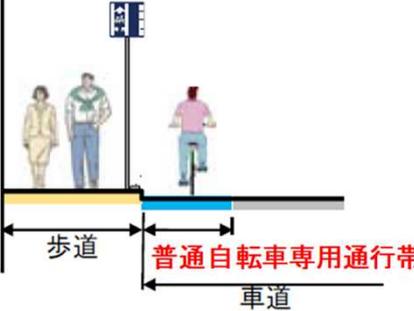
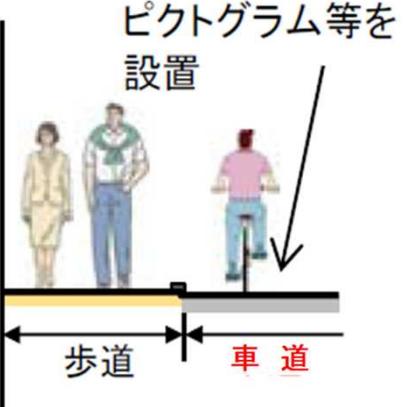


<車道混在とする場合に併用する路面表示の標準仕様>

3-3-2 自転車通行空間の整備

(参考) 自転車通行空間の整備状況

＜歩行者、自転車及び自動車が分離された自転車通行空間の整備状況＞ (km)

<p>自転車専用 道路</p>  <p>3.0m以上</p> <p>自転車専用道路</p>	<p>自転車道</p>  <p>緑石線等</p> <p>歩道</p> <p>自転車道</p>	<p>普通自転車 専用通行帯</p>  <p>歩道</p> <p>普通自転車専用通行帯</p> <p>車道</p>	<p>車道混在</p>  <p>ピクトグラム等を 設置</p> <p>歩道</p> <p>車道</p>
76	163	560	2,800

【出典：国土交通省道路局・警察庁交通局調べ(令和2年度末)】

【事例紹介①-1】高校生のヘルメット着用促進に関する取組状況（大分県）

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

※令和2年12月公布
令和3年4月施行

目的：自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現する

条例のポイント

- 自転車の安全で適正な利用を促進するため、県民総ぐるみによる安全教育等の実施
- 自転車の利用に係る交通事故防止・被害軽減対策
- 自転車による交通事故被害者保護対策

第12条「自転車利用時の安全上の措置」

- 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、利用する自転車の種類、時間帯、利用方法等に応じ、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生（高等専門学校の第三学年まで）は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。
- 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。
- 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。

参考

- 条例制定前、県教育庁において、2ヶ年約760万円の事業費で県立高校の生徒1,380名を対象に大規模な「自転車通学生ヘルメット着用モニター事業」を推進、アンケートを行い条例制定の気運を高めるとともに、高校生の着用率向上に寄与した。

県警の取組

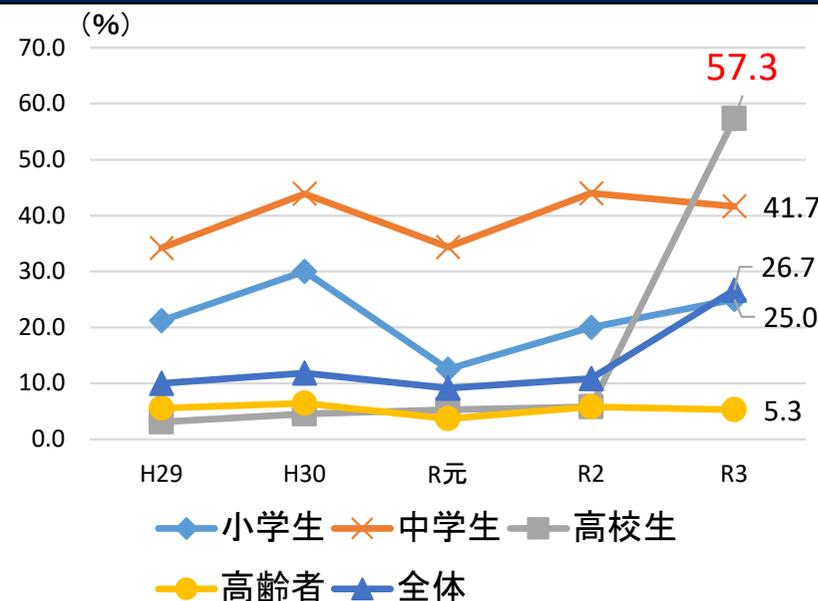
- 自転車指導カードによる指導・警告
 - 自転車指導カードに「ヘルメット着用義務違反（通学時に限る）」を追加
 - 自転車指導啓発重点地区・路線を重点とした指導
 - 教育庁に対する高校別違反別指導件数の通知
- 高校生を巻き込んだ施策の実施
 - 横断幕の作成、ヘルメット着用呼びかけ、広報動画の作成



県の取組

- 「ヘルメット着用を自転車通学の許可要件」とする通知文の発出
- 教員による学校周辺におけるヘルメット着用状況の確認・指導
- 県警から通知された高校別違反別指導件数による高校別指導
- 教育庁によるヘルメット着用率調査（令和4年4月 **着用率86.1%**）

効果（ヘルメット着用率の推移）



全ての年齢層に対する自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務化 (施行日:公布日から1年以内の政令で定める日)

- ・ 頭部受傷の交通事故において、ヘルメット着用による被害軽減効果は、統計上明らかであり、世代を問わず、着用が望ましい。
- ・ 小・中学生のヘルメット着用は徐々に進んでいるが、その他の年代では着用が浸透していない。
- ・ 第11次「交通安全基本計画」において、全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメット着用を推奨

○ 全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務化

新たな交通ルール(特定小型原動機付自転車) (施行日:公布日から2年以内の政令で定める日)

- ・ 性能上の最高速度や大きさが自転車と同程度の電動キックボード等について、自転車と同様の交通ルールを新たに定める。



(1) 最高速度、車体の大きさ等

- ・ 最高速度:一般的な自転車利用者の速度 (検討中)
- ・ 車体の大きさ:長さ190cm×幅60cm
※ 普通自転車相当

(2) 運転することができる者

- ・ 年齢制限 (16歳未満の者は運転を禁止)、運転免許は不要
- ・ 販売やシェアリング事業を行う者に対し、交通安全教育を行う努力義務を課す

現在は、**原動機付自転車**に該当し、**原付以上の免許が必要**

(3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車歩道通行可の歩道のみ)等の通行可

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 全ての年齢層で、着用は努力義務

(5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)



警察庁

National Police Agency